

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省）

制 度 名	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例 （農用地区域等内にある土地等）		
税 目	所得税（措法第 37 条第 1 項表十三、37 条の 4） 法人税（措法第 65 条の 7 第 1 項表十四、第 65 条の 8、第 65 条の 9、第 68 条の 78～第 68 条の 80）		
要 望 の 内 容	農用地区域内の農地等について、農業振興地域の整備に関する法律による農業委員会のあつせん等又は農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画により同区域内にある他の農地等を買換え又は交換をした場合、譲渡した土地の収入金額のうち取得した土地の価額に対応する部分の 80%に相当する部分については譲渡がなかったもの等とする特例措置の適用期限を 5 年延長。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－百万円 （ －百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 農用地利用集積計画は、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成するという政策効果があり、また、農業委員会によるあつせん等は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化に資するという政策効果があり、いずれも、農地の利用集積を図るための施策の中心的な役割を果たしている。農地の利用集積を進める意欲ある農業者の農業経営の発展のためには、農地の買換え等に伴う税負担を軽減する本特例措置を引き続き継続していく必要がある。</p> <p>② 食料・農業・農村基本法第 23 条において「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第 36 条において「国は、利用権設定等促進事業等農業経営基盤強化促進法に基づく措置の円滑な実施のために必要となる援助を行うよう努めるものとする」と、農業振興地域の整備に関する法律第 23 条において「個人又は法人がその所有する土地を（中略）第十四条第二項の規定による勧告に係る協議、第十五条第一項の調停又は第十八条の規定による農業委員会のあつせんによつて譲り渡した場合には、租税特別措置法（中略）の定めるところにより、所得税又は法人税を軽減する」と規定。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○施策の法律上の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本法第 23 条において「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。 <p>○政策評価体系図における位置付け</p> <p>≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>≪中目標≫ 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>≪政策分野≫ 優良農地の確保と有効利用の促進</p>
		政策の達成目標	農業従事者の高齢化が進む中で、リタイアする農業者の農地を意欲ある農業者に集積していく必要がある。平成 32 年において、農地面積の 8 割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるよう、これらの者への農地の利用集積を進める。
		租税特別措置の適用又は延長期間は	5 年間延長
		同上の期間中の達成目標	従来を相当程度上回るペースで農用地の利用集積を進める。
	政策目標の達成状況	販売農家及び法人経営への農地の利用集積について、平成 32 年度 8 割程度の目標に対し、平成 17 年度の実績は 76.1%。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	適用事業者数 161 適用事業者の範囲 38,748
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	農業経営基盤の強化等を図るために経営地を営農適地に移転しようとする場合について、新たな担税力が生じない事業用資産の買換え・交換に係る課税の繰延べを認めることで、買換資産の縮小や新たな資金の工面等を懸念することなく買換等に踏み切ることが可能となり、農地等の買換え等を通じた意欲ある農業者への農地の集積が促進される。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・農地保有合理化等のために農地を譲渡した場合の特別控除（所得税・法人税） ・利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（登録免許税） ・利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の課税標準の特例（不動産取得税）
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	なし

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>資産の買換え・交換に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図ることは、予算や融資により農地取得の経費を直接助成する場合に比べ、少ない財政負担で農地の取得を促すことが可能であり、また、租税特別措置であれば、各年の予算額や融資枠に左右されることなく、一律に適用できるため、手段として適切であり、かつ、他の手段に比して有効なものである。</p> <p>また、本措置は、政策目的に適合した一定の農地等の買換え・交換に限って対象としていること、軽減の対象となる譲渡益の範囲を買換資産の取得により担税力が生じない部分の8割合としていること、課税の免除ではなく繰延べであることから、課税の公平原則に照らし、必要最小限の措置となっている。</p> <p>なお、近い将来、高齢化の進展により高齢農業者の大量リタイアが見込まれ、食料自給率向上の基礎である農地の有効利用を図ることが喫緊の課題となっている中、意欲ある農業者への農地の利用集積を従来以上に促進していくことは、農地の有効利用を図っていく手段のひとつとして、これまで以上に、重要となってくることから、引き続き本措置を存置する必要がある。</p>																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>		<table border="1" data-bbox="549 698 1442 835"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用事業者数</td> <td>85</td> <td>260</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>21</td> <td>41</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>適用事業者の範囲</td> <td>46,377</td> <td>44,377</td> <td>42,463</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減収額はいずれの年度も推計値。</p>	区 分	19年度	20年度	21年度	適用事業者数	85	260	137	減収額(百万円)	21	41	152	適用事業者の範囲	46,377	44,377	42,463
	区 分	19年度	20年度	21年度															
	適用事業者数	85	260	137															
	減収額(百万円)	21	41	152															
適用事業者の範囲	46,377	44,377	42,463																
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>		<p>農業経営基盤の強化等を図るために経営地を営農適地に移転しようとする場合について、新たな担税力が生じない事業用資産の買換え・交換に係る課税の繰延べを認めることで、買換資産の縮小や新たな資金の工面等を懸念することなく買換等に踏み切ることが可能となり、農地等の買換え等を通じた意欲ある農業者への農地の集積が促進される。</p>																	
<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>農用地域内における農地の集団化等を促進する。</p>																	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>																			
	<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和45年度：創設 昭和56年度：拡充（農用地利用集積計画による場合を追加） 平成17年度：拡充（特定農業法人が遊休農地を取得した場合を追加） 平成18年度：延長等</p>																